



多摩市体育施設の個別施設計画策定 に向けた状況について

令和2年8月25日 多摩市スポーツ推進審議会資料
くらしと文化部スポーツ振興課作成



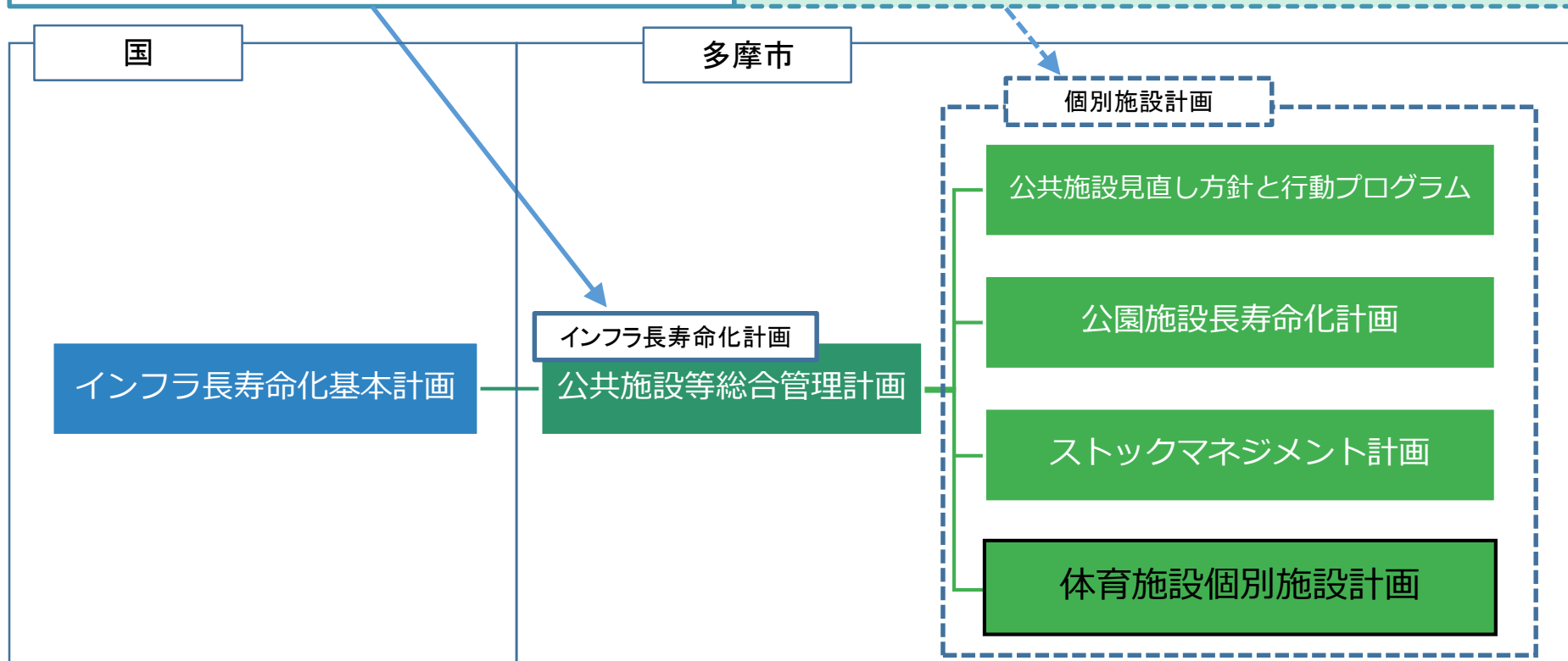
インフラ長寿命化基本計画H25.11（国）概要

1 インフラ長寿命化計画（公共施設総合管理計画）

- インフラを所管する地方公共団体の各機関は、基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取り組みの方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」を策定
- [記載事項]①対象施設、②計画期間、③対象施設の現状と課題、④中長期的な維持管理・更新等コストの見通し、⑤必要施策に係る取り組みの方向性、⑥フォローアップ計画

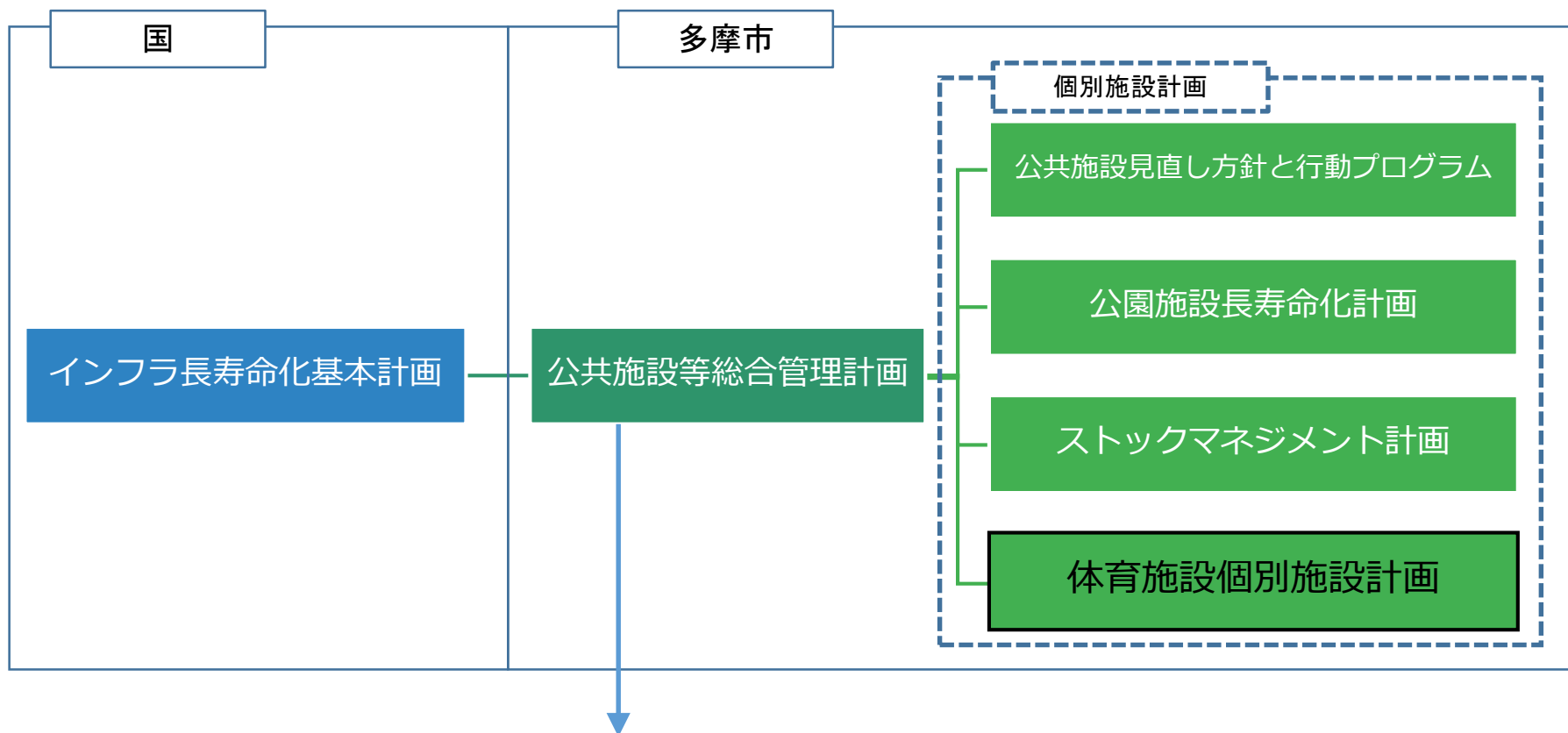
2 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

- さらに各インフラの管理者は、行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定
- 各インフラ管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画を出来るだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進
- ①対象施設、②計画期間、③対策の優先順位の考え方、④個別施設の状態等、⑤対策内容と実施時期、⑥対策費用





多摩市公共施設等総合管理計画の基本目標

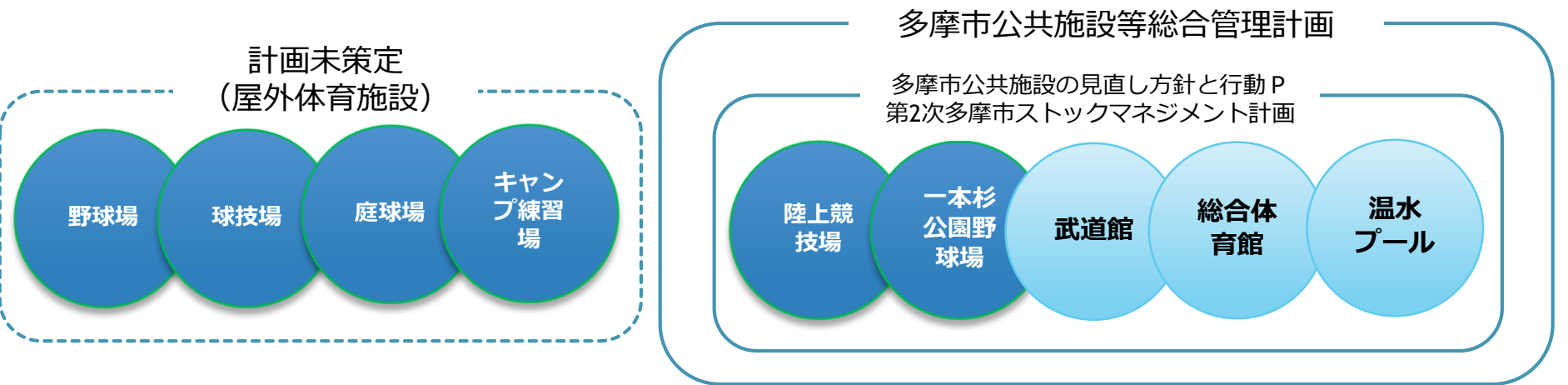


《多摩市公共施設等総合管理計画の基本目標》

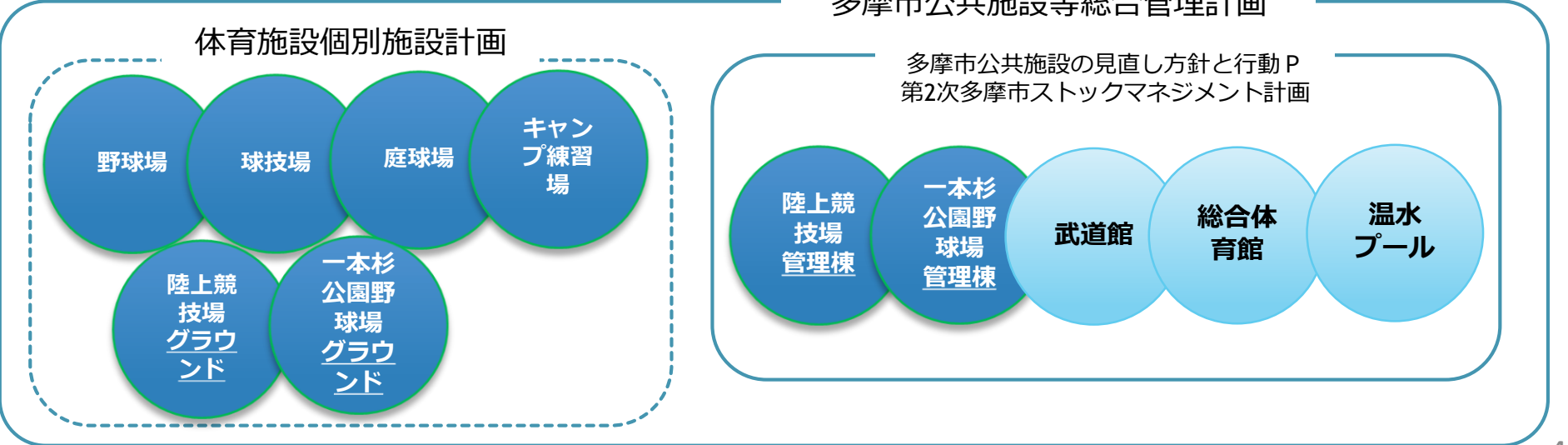
1. 公共施設の総量及び経費を縮減し、財政負担を軽減化します。
2. 公共施設等の更新は、特定年度への集中を防ぎ、財政負担を平準化します。
3. 公共施設等の更新は、劣化状況が明らかになってからではなく（事後保全）、あらかじめ劣化について将来予測をして実施します（予防保全）。

～現在～

建築物であるスポーツ施設については計画が策定されているが、建築物の無い屋外体育施設は、計画が未策定の状況にあり、策定が必要。



～計画策定後～





スポーツ施設ストック適正化ガイドライン（スポーツ庁）

背景

- すべての国民がスポーツに親しみ楽しめる等の機会の確保（スポーツ基本法前文）
- 身近にスポーツに親しめる施設の整備・運用改善（スポーツ基本法第12条）

実現のためには、施設の老朽化や人口構成の変化等への計画的な対応が必須

- ・メンテナンスサイクルの円滑な実施に向けた環境整備（インフラ長寿命化計画・文科省行動計画）
- ・施設の集約化・複合化（骨太方針2016）
- ・ストックの適正化と安全で多様なスポーツ環境の確保（第2期スポーツ基本計画）

➡ 地方公共団体が安全なスポーツ施設を持続的に提供できるようガイドラインを策定（平成29年5月）

ガイドラインの概要

- スポーツ施設の現状把握（整備状況や老朽化の状況等）
- スポーツ施設の特徴と考え方（多種多様、防災上の位置づけ、民間施設との連携、学校体育施設の活用、PPP/PFI等）
- 地方公共団体が行う計画策定の手順

- ・市区町村（都道府県）が策定主体
- ・H32までに策定
- ・計画期間10年以上

基本情報の把握

施設の現況評価 （1次評価）

地方公共団体が保有する施設について
基礎情報（安全性・機能性・経済性・耐震性）に基づき、
施設の方向性（維持・改善・改廃）を簡易的に判定

スポーツ施設の 環境評価（2次評価）

人口動態等を踏まえたスポーツ施設全体の総合的方针を定め、
利用人数や住民ニーズ等による優先度を評価し、
施設の基本方針（機能保持、総量コントロール、建替再整備）を判定。不足する場合は対策を検討。

個別施設計画

1次評価と2次評価を踏まえ
個別施設に対する適用手法（長寿命化、機能改修、耐震改修、集約化、複合化、新規整備等）を定め、
行動計画とする。

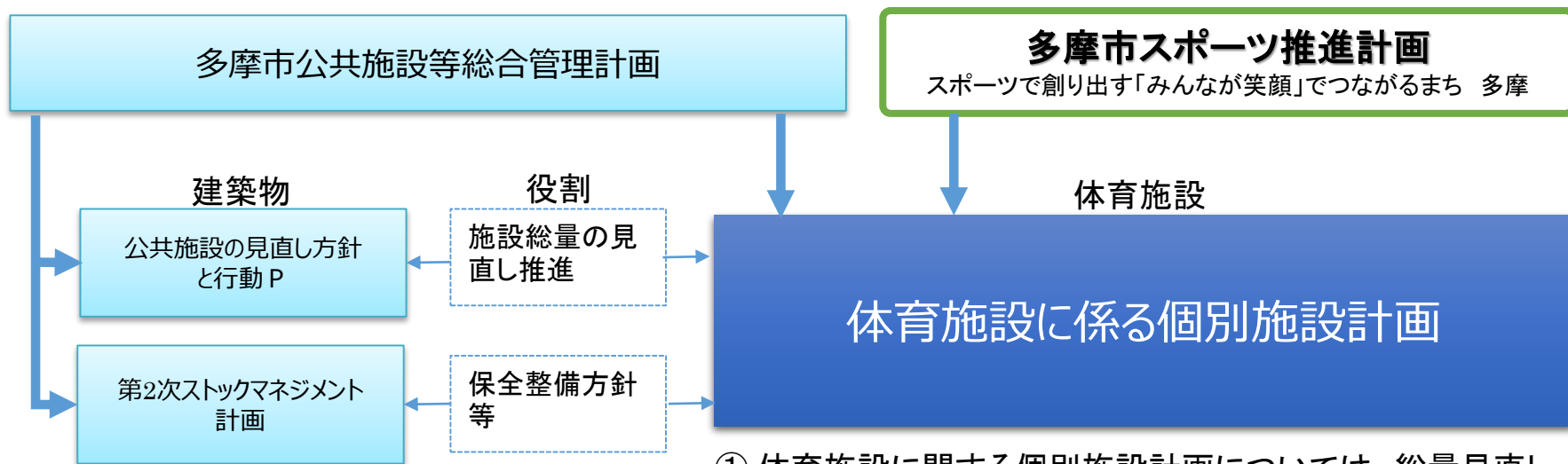


体育施設に係る個別施設計画の役割と位置付

1. 計画策定の目的

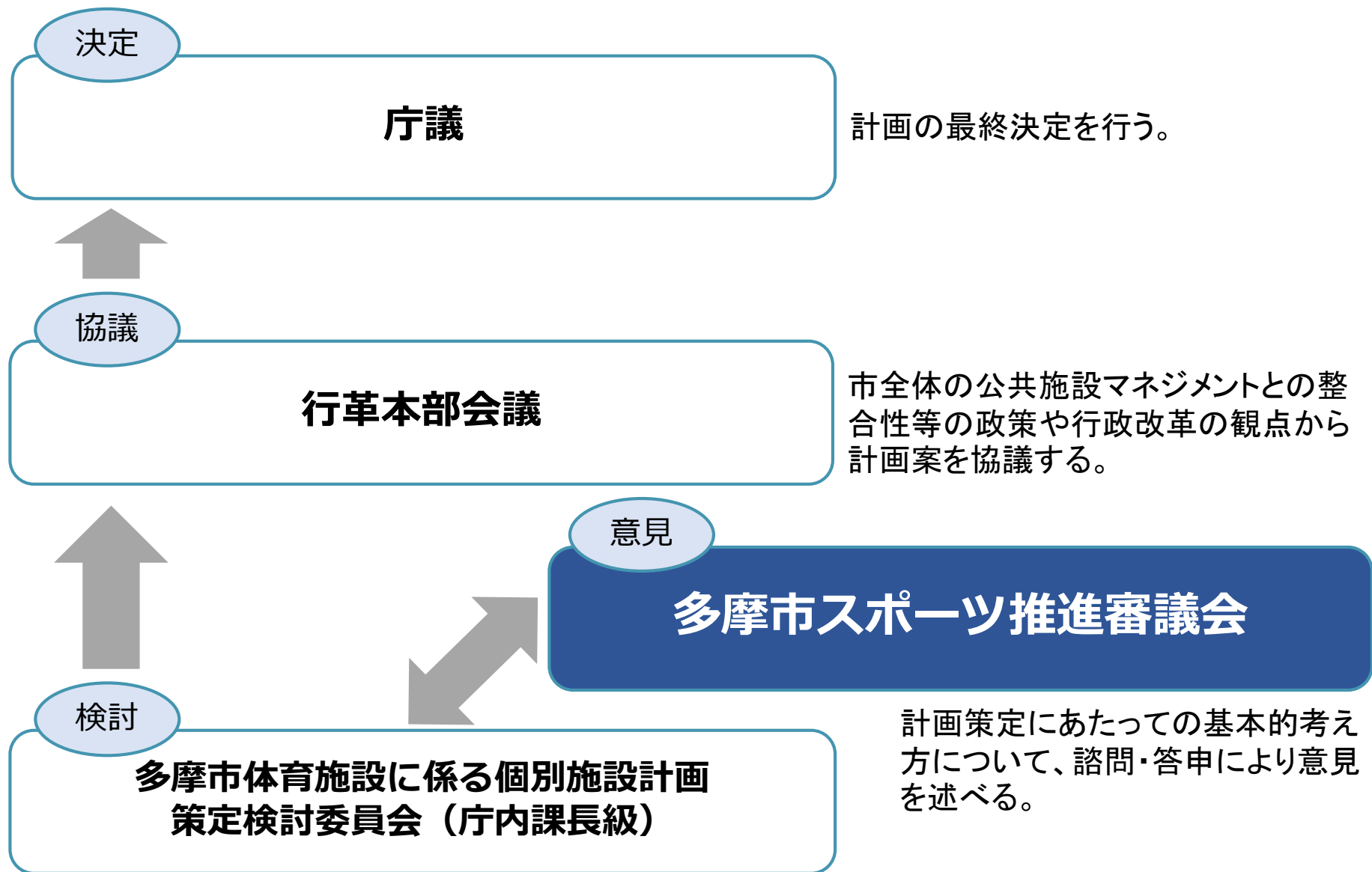
多摩市が屋外に設置する体育施設について、人口動態、地域におけるスポーツ実施状況、市民ニーズ、利用状況、老朽化状況、周辺スポーツ施設の設置状況、財源確保、ライフサイクルコスト縮減など多様な視点から調査分析等を行うことで、施設全体の基本方針を検討し、長寿命化、集約化、複合化等の個別施設における適正な対応と管理を実現するための計画を策定することを目的とする。

2. 計画の役割



建築物については、「公共施設の見直し方針と行動プログラム」が施設総量の見直しを推進する役割、「第2次ストックマネジメント計画」が保全整備方針等を定め実行していく役割を持っている。

- ① 体育施設に関する個別施設計画については、総量見直しと保全整備を併せ持つ計画として策定する。
- ② 同時にスポーツ推進計画の基本目標である“スポーツで創り出す「みんなが笑顔」でつながるまち 多摩”の実現に向けて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動が出来る環境整備をするために策定する。



- ① 庁内関係課長による現状等の分析や計画案の検討を行う。
- ② スポーツ推進審議会からの答申を踏まえた計画原案を作成する。